

笠置町監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年3月31日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和8年2月27日(金)
午前9時30分から午前10時35分まで
場 所 笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象 1.

2. 監査内容

過去の定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和7年度予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 令和7年度予算主要事業に係る執行状況について

タブレットの配布については、人員が不足している中で、3月中に住民の手に渡るようにと完了に向けて動いていることは評価したい。その中で独居老人や認知症の方には個別配布するなど、丁寧に実施され確実に住民の手元に届くようにしていただきたい。またアンケートにもあったように、配布後の住民へのサポートについては苦勞を掛けるが着実に実施されたい。併せて、今後住民の生活向上に向け住民の意見を聞きながら、タブレットを有意義に活用して行くことを強く望む。

公共交通のあり方については、無料で利用できる循環バスと有料ではあるがドアツードアで利用できる村タクの導入に向け実証実験を実施されているところである。どちらも利点があり、住民はどちらもあった方がいいという意見が大勢を占めると思考するが、高望みはできない状況を住民にも理解を求めながら、村タクへの移行を進めるよう求める。循環バスについてはスクールバスとしての機能を残される中で、ふくらみを持たせて通勤通学の時間帯をカバーさせるなど、住民の生活にあった臨機応変な運営に当たるよう望む。併せて笠置町に適した公共交通のあり方について、財政的な問題も影響する為できるだけ早期に決断することを求める。

いこいの館については、消防署より消防設備の不備を指摘され、12月議会で予算が付き執行見込みであるとのこと。いこいの館の維持管理については常に課題であるが、株式会社と密に連絡調整され、今後の方針を早急にまとめていただくよう求める。

またいこいの館の再開については、町の活性化を図ったうえでの取組みとされているが、いこいの館が再開することによって町の活性化につながるということもあるのではないか。どちらを優先するかについてはもう少し柔軟な考えも持たれてはどうか。今後考えをまとめられた上で説明頂けるよう願う。

ふるさと納税については、笠置町にとっては大きな財源となるので使用目的等考え有効に活用されたい。また収入という視点のみならず、地元業者や笠置町のPRという観点、周囲にもたらす利益や効果についても意識し進めていただきたい。

観光事業におけるイベント補助金については、今年度は半分くらいの金額の使用となり、新しいイベントのあり方を考えているということで期待すると同時に、町民もやはり待ち望んでいるはずであるから、町の活気の為にもしっかりと精査されみんなを巻き込んだイベントとなるよう工夫されたい。

行政は事業実施時期が遅くなることがあるが、できるだけ早めに実行できるようにフィードバック等もしっかりされ、今後の様々な事業にも活かされたい。

最後に、タブレットや公共交通以外にも関係するが、毎年必要となってくる財源確保については、国や府の補助金等利用できるものがないか常に最新の注意を払っていただくよう望むと共に、補助金絡みの実績報告等ヒューマンエラーがないように努めていただきたい。希望のまち推進課は大きな事業が多く大変だと思うが、住民のために今後も頑張ってください。